



内閣府本府政策体系に掲げる 令和7年度実施施策に係る ロジックモデル・事前分析表

政策名	地方分権改革
施策名	地方分権改革に関する施策の推進
担当部局・ 作成責任者名	地方分権改革推進室 参事官 平沢克俊
評価実施時期	令和12年度(最終年度評価)

ロジックモデル

評価期間: 令和7年度～令和11年度

解決すべき問題・課題

地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図り住民サービスを向上させられるよう制度改正等を行うこと及びそれらの成果を国民に還元すること

施策の概要

地方分権改革の推進は、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが可能となるよう、必要な制度改正や運用改善を行う取組。平成26年からは、地域の発意に根差した息の長い取組として、「提案募集方式」を導入し、地方からの提案を踏まえ、権限移譲、規制緩和等を実施。また、国民が地方分権改革の成果を実感でき、また、地方が取組を進めるためのノウハウを把握できるような情報発信及び地方支援を実施。

事業の概要(アクティビティ)

提案募集方式による地方分権改革の推進

【インプット】 地方分権改革の推進に必要な経費:0.4億円(抽出困難なため総額を記載)

提案に向けた地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等の実施

【インプット】 地方分権改革の推進に必要な経費:0.4億円(抽出困難なため総額を記載)

地方分権改革に係る情報の発信(ホームページ等)

【インプット】 地方分権改革の推進に必要な経費:0.4億円(抽出困難なため総額を記載)

活動実績(アウトプット)

① 地方公共団体からの提案に基づき、有識者会議での議論・検討を踏まえ、関係府省への検討要請や調整を実施

② 地方分権改革に係る地方公共団体職員の理解を促進

中目標(アウトカム)

(短期アウトカム) (中期アウトカム)

② 事務・権限の移譲や義務付け・枠づけの見直し等の規制緩和が進む

地方公共団体の自主性・自立性が高まる

③ 提案のすそ野が拡大する

④③ 地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度・実感度が向上する

施策目標(インパクト)

① 地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元される

【測定指標】

- ① 地方三団体等からの改革への評価
- ② 地方からの提案への対応割合
- ③ 過去に提案を行ったことのある市区町村の割合
- ④ 内閣府地方分権改革推進室ホームページへのアクセス数

【参考指標】

- ① 地方からの提案件数
- ② 地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等の実施回数
- ③ アンケート調査における地方分権改革の成果に対する認知度・実感度

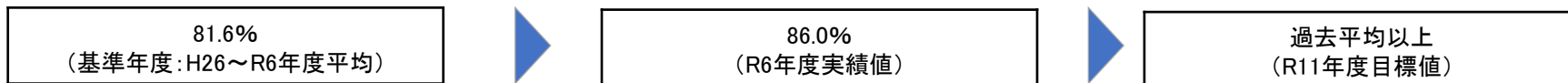
※●は測定指標、○は参考指標を表す

事前分析表(概要)

評価期間: 令和7年度～令和11年度

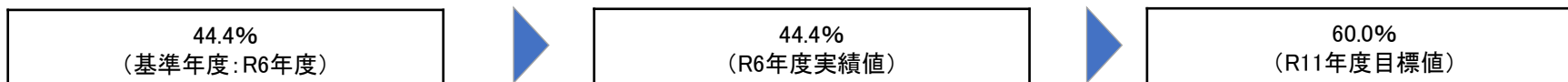
施策名	地方分権改革に関する施策の推進
施策目標	地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元される
中目標1	事務・権限の移譲や義務付け・枠づけの見直し等の規制緩和が進む
現状・課題	地方からの「提案募集方式」を通じた、制度の見直し等をより一層進めていく必要がある
令和7年度の取組	提案募集方式による地方分権改革の推進

地方からの提案への対応割合



中目標2	提案のすそ野が拡大する
現状・課題	全都道府県には提案実績がある一方で、小規模な市町村からの制度改正のニーズを十分にくみ取れていない
令和7年度の取組	提案に向けた地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等の実施

過去に提案を行ったことのある市区町村の割合

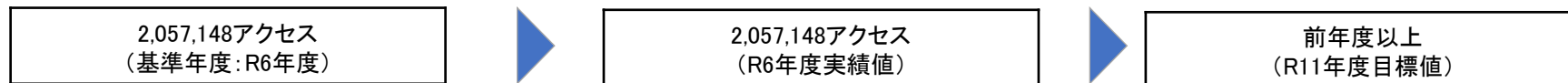


事前分析表(概要)

評価期間: 令和7年度～令和11年度

施策名	地方分権改革に関する施策の推進
施策目標	地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元される
中目標3	地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度・実感度が向上する
現状・課題	地方分権改革・提案募集方式によって実現された制度改正についての認知度・実感度を一層高めていく必要がある。
令和7年度の取組	ホームページ等による、地方分権改革に係る情報の発信

内閣府地方分権改革推進室ホームページへのアクセス数



施策目標	地方公共団体が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることを通じて、地方分権改革の成果が国民へ還元される
測定指標①	地方三団体等からの改革への評価

測定指標の選定理由

地方分権改革の成果の国民への還元は、数値による測定が難しいものの、地方側の意見が集約、整理されたものである地方三団体等からの評価は、改革の成果を定性的に測る指標として妥当と思われるため設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (目標年度)	肯定 評価 (R11年度)	年度ごとの 目標値	肯定 評価	肯定 評価	肯定 評価	肯定 評価	肯定 評価
基準値 (基準年度)	肯定 評価 (R6年度)	年度ごとの 実績値					

目標値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

提案件数も提案の内容も毎年異なるものであるところ、それらに応じた成果を挙げることが重要であり、地方側の意見が集約、整理されたものである地方三団体等からの評価において肯定評価を得ることで、この達成を図ることができるものと考えことから設定。
地方三団体等からの声明等における地方分権改革に関する意見から総合的に評価。

中 目 標 1	事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が進む
測定指標②	地方からの提案への対応割合

測定指標の選定理由

地方の発意に根差した新たな取組を推進するものとして、平成26年から地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入しており、地方からの提案への対応の割合は、提案募集方式による地方分権改革の進捗を測る指標として妥当と思われるため設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (目標年度)	過去平均 (※)以上 (R11年度)	年度ごとの 目標値	81.6%	過去平均 以上	過去平均 以上	過去平均 以上	過去平均 以上
基準値 (基準年度)	81.6% (H26-R6年 度平均)	年度ごとの 実績値					

目標値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

地方公共団体からの提案の実現・対応については、一定程度の割合を確保することで地方分権改革の推進を図ることができると考える。ただし、提案募集方式は、地方公共団体からの提案に基づくものであり、各年で提案数や提案の内容が異なるものであることから、明確に目標値を設定することが困難。

目標値の設定にあたっては、近年の対応割合の実績値が令和2年度の93.5%をピークに令和6年度の86.0%へと減少傾向が見られる状況も踏まえて、H27年度以降毎年、前年度までの提案件数(累計)に対する、実現・対応した提案数(累計)の割合を「過去平均」(※)として算出、基準値は令和6年度までの提案数で算出した「過去平均」とし、目標値を過去平均以上と設定。

(※)例：R7年度の目標値＝(H26～R6年度の実現・対応した提案数(累積))／(H26～R6年度の提案数(累積))

実績値は、毎年度の地方からの提案全体のうち、関係府省において提案の趣旨を踏まえ対応する旨が、毎年の「地方からの提案等に関する対応方針」(閣議決定)上に記載されたものの割合を単年度ベースで算出。

中 目 標 1	事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等の規制緩和が進む
参考指標①	地方からの提案件数

参考指標の選定理由

提案数も提案の内容も毎年異なるものではあるが、提案募集方式による取組では、地方からの提案が前提となるものであるため、参考指標として設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
参考値 (参考年度)	293件 (R6年度)	年度ごとの 実績値					

参考値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

地方公共団体から提出された提案の数を計上。

中 目 標 2	提案のすそ野が拡大する
測定指標③	過去に提案を行ったことのある市区町村の割合

測定指標の選定理由

・これまで、全ての都道府県からは提案があった一方で、市区町村からは全体の4割程度であること
 ・規模の小さい団体ほど提案が少ない状況にあること
 から、これまで提案をしたことがない団体にも普及啓発・支援を行うことで提案のすそ野の拡大を図ることが重要と考えている。
 過去に提案を行ったことのある団体割合は、提案のすそ野の拡大を端的に測定し得る指標であると思われるため設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (目標年度)	60.0% (R11年度)	年度ごとの 目標値	47.5%	50.6%	53.7%	56.8%	60.0%
基準値 (基準年度)	44.4% (R6年度)	年度ごとの 実績値					

目標値(値・年度)の設定根拠・ 実績値の把握方法

提案のすそ野を拡大するに当たり、提案を行ったことのある市区町村が全体の6割を超えることを目指すこととし、5年後のR11年度に60%を超えることを目標として設定。
 全市区町村のうち、過去に一度でも、地方分権改革に関する提案募集において提案を行ったことがある市区町村の割合を算出。

中 目 標 2	提案のすそ野が拡大する
参考指標②	地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等の実施回数

参考指標の選定理由

提案のすそ野の拡大を図るに当たり、地方分権改革推進室が行う地方公共団体の職員向け研修や地方公共団体との個別意見交換等は、重要な要素であると考えため、参考指標として設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
参考値 (参考年度)	87件 (R6年度)	年度ごとの 実績値					

参考値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

研修等の実施数を積み上げ、実績値として算出。

中 目 標 3	地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度・実感度が向上する
測定指標④	内閣府地方分権改革推進室ホームページへのアクセス数(各年度末)

測定指標の選定理由

「個性を活かし自立した地方をつくる ～地方分権改革の総括と展望～」(平成26年6月24日地方分権改革有識者会議決定。以下「総括と展望」という)においては、国の役割として「…制度改革を軌道に乗せ、その実効性を担保する観点から、国民や地方に対する情報発信に努めるとともに、国民が地方分権改革の成果を実感できるように取組を進めるべきである」としているため、情報発信の主要なツールとなっているHPへのアクセス件数について普及啓発の推進の指標として設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
目標値 (目標年度)	前年度 以上 (R11年度)	年度ごとの 目標値	2,057,148 アクセス	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上	前年度 以上
基準値 (基準年度)	2,057,148 アクセス (R6年度)	年度ごとの 実績値					

目標値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

内閣府地方分権改革推進室ホームページのアクセス数について、前年度との増減を比較することにより、地方分権改革に関する認知度や注目度の変動を一定程度測ることができるため、認知度の向上を目指し、前年度以上のアクセス数を目標と設定。
ウェブアクセスログ解析ツール(らくらくログ解析)を用い、該当年度内にホームページへアクセスをしたユニークユーザ数(サイトを訪れた個別のユーザ数)を測定。

中 目 標 3	地方分権改革に係る各種取組や成果の認知度・実感度が向上する
参考指標③	アンケート調査における地方分権改革の成果に対する認知度・実感度

参考指標の選定理由

具体的な改革や情報発信等の取組を進めることにより、改革の成果に対する国民の認知度・実感度が向上することが重要であり、その度合いを参考として測るための指標として設定。

			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
参考値 (参考年度)	R7年度 調査開始 予定	年度ごとの 実績値					

参考値(値・年度)の設定根拠・
実績値の把握方法

毎年度実施する地方分権改革シンポジウムの際のアンケート調査において、地方分権改革に対する認知度・実感度に係る質問に対し肯定的な回答を集計することにより把握。

(1) 参考となる情報

	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	関係部分抜粋
1	デジタル田園都市国家構想基本方針 (令和4年6月7日閣議決定)	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性 3. 政策間連携 ④地方分権改革との連携 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫によって課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図る。特に、デジタル活用による地方の業務の効率化・簡素化のための改革を推進する。
2	計画策定等における地方分権改革の推進について (令和5年3月31日閣議決定)	全国的・地域的課題に対応できる質の高い行政サービスの確立を図ることは、国・地方に共通する重要な政策課題である。あわせて、行政運営においては、不断の見直しを通じて効率的な業務遂行を可能とすることが求められている。そのため効率的・効果的な計画行政の推進が必要である。 本ナビゲーション・ガイドは、各府省における制度の検討等に当たって、地方公共団体に対する新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合など「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)に明記された基本原則に沿った対応となるよう、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)に基づき、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すものである。 なお、今後は、各府省による取組の進展や地方公共団体での取組事例を踏まえ、必要に応じ所要の見直しを行うものとする。
3	デジタル田園都市国家構想総合戦略 (2023 改訂版) (令和5年12月26日閣議決定)	第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向 2. 政策間連携の推進 ③地方分権改革との連携 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫によって課題解決を図るための基盤であることから、地方分権改革に関する提案募集について、地方からの提案の最大限の実現を図る。特にデジタル活用による地方の業務の高度化・効率化等のための改革を推進する。

(1) 参考となる情報

	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	関係部分抜粋
4	デジタル社会の実現に向けた重点計画 (令和6年6月21日閣議決定)	第6 国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針 2. 取組の方向性 (3) 共通化すべき業務・システムの基準 ① 国民・住民のニーズ（利用者起点）に即しているか ・ 効果が高く、ニーズが高い取組対象の候補を絞り込むためには、（中略）、当面の具体的視点として、次の3つの視点から検討を行うこととする。なお、検討に当たって、地方分権改革に関する提案募集方式とも必要に応じて連携し、地方公共団体からの提案のうちこれらの視点に合致する提案についても参考とする。 i) 新しい課題に対する業務・システムで導入団体が現状では少ないが、全国的に展開することが有意義なもの ii) 制度改正に対応するための業務負担が大きい、又は大きな制度改正がある業務・システム iii) データに基づく行政をタイムリーに行う必要がある業務・システムで、国への報告に手間を要しているもの 3. 今後の推進体制 (2) 連携・協議すべき事項やその進め方 ・ 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「本連絡協議会」という。）は、地方分権改革に関する提案を必要に応じて参考としつつ、住民の利便性の向上や効率化による国民負担の低減の観点から住民のニーズに即していると考えられる対象候補を選定する。この際、各制度所管府省庁は、利用者起点で共通化すべき業務・システムがあると考えられるものは、本連絡協議会に提案することができる。
5	令和6年の地方からの提案等に関する対応方針 (令和6年12月21日閣議決定)	1 基本的な考え方 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における極めて重要なテーマであることを踏まえ、以下のとおり、地方公共団体への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を推進する。

(1) 参考となる情報

	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	関係部分抜粋
6	経済財政運営と改革の基本方針2025 (骨太方針2025) (令和7年6月13日閣議決定)	第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化 持続可能な地方行財政に向け、地方における生産性向上を推進するとともに、計画策定の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル技術の活用といった事務の簡素化・効率化を進め、地方分権改革に取り組む。
7	地方創生2.0基本構想 (令和7年6月13日閣議決定)	第3章 地方創生2.0の起動 4. 各主体が果たす役割 ③規制・制度改革 i. 地方起点の大胆な規制・制度改革 このほか、地方分権改革の提案募集方式においても、持続可能な地方行財政の確保に向けて、計画策定等の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル化の推進等、地方公共団体の事務の簡素化・効率化を進め、当該方式を活用した地方創生の実現に積極的に取り組む。その際、個々の提案への対応にとどまらない横断的な見直しを進めるとともに、市町村からの提案に対する国や都道府県によるバックアップを拡充する。
8	地方創生2.0基本構想 施策集 (令和7年6月13日)	第2章 基本構想「第3章4. (1) 国の役割」に基づく支援等 (7) 地方分権改革の加速化 持続可能な地方行財政の確保に向けて、提案募集方式の下、計画策定等の効率化、経由事務の廃止、経由調査の見直し、デジタル化の推進等、地方公共団体の事務の簡素化・効率化を進めるとともに、人口減少地域等における行政サービスの確保にも重点的に取り組む。その際、個々の提案への対応にとどまらない横断的な見直しを進めるとともに、市町村からの提案に対する国や都道府県によるバックアップを拡充する。 (内閣府地方分権改革推進室)

(2) 施策に関連する主な内閣府事業(開始年度)

—

(3) 施策に関連する主な他省庁の事業

—